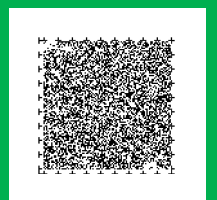
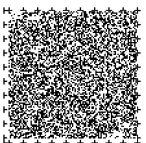


參考資料





1. 計画の策定体制及び経過

(1)和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

制定 平成27年12月28日
告示第250号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づき市が策定した地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が策定した地域福祉活動計画（以下「地域福祉計画等」という。）を市、社協及び市民の協働により推進するため、和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 計画期間中の地域福祉計画等の進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (2) 計画期間中の地域福祉計画等の見直しに関すること。
- (3) 次期の地域福祉計画等の検討に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉計画等の推進に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 社会福祉、教育、保健又は医療に関する業務に従事する者
- (4) 公募による市民

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する者をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

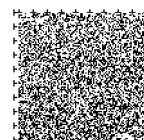
(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 委員会に、会議の運営上必要があるときは、部会を置くことができる。



(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部地域共生推進課及び社協において共同して処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(和光市地域福祉計画推進委員会設置要綱の廃止)

2 和光市地域福祉計画推進委員会設置要綱(平成17年告示第177号)は、廃止する。

附 則(平成28年告示第252号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第70号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第179号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年告示第80号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第230号)抄

(施行期日)

1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

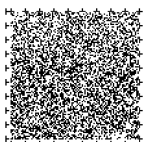
(準備行為)

2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和6年告示第198号)

(施行期日)

この告示は、令和6年9月2日から施行する。

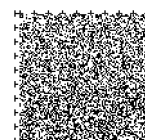


(2)第四次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会
委員名簿

氏名	選出区分	所属・役職名等
◎ <small>しげや</small> 渋谷 <small>あつお</small> 篤男	学識経験者	日本福祉大学 客員教授
○ <small>かがらき</small> 鎌木 <small>なつこ</small> 奈津子		上智大学 総合人間科学部社会福祉学科 准教授
<small>かしま</small> 加嶋 <small>たかお</small> 隆夫	関係団体を代表する者	和光市自治会連合会 理事
<small>やぎした</small> 柳下 <small>のぼる</small> 昇		和光市民生委員児童委員協議会 会長
<small>おおたに</small> 大谷 <small>てつこ</small> 鐵子		和光市ボランティア連絡会 副会長
<small>たなか</small> 田中 <small>とし</small> 俊		和光市身体障害者福祉会 副会長
<small>はら</small> 原 <small>かつみ</small> 賀津美		北原ふれあいの会地区社会福祉協議会 副会長
<small>はやみ</small> 速水 <small>ただひろ</small> 忠洋		第四小学校区地区社会福祉協議会 会計
<small>まき</small> 牧 <small>えりこ</small> 江利子		朝霞地区保護司会和光支部 保護司
<small>ふくち</small> 福地 <small>みのり</small> みのり		朝霞保健所 担当部長
<small>なんじょう</small> 南條 <small>あきこ</small> 有希子	社会福祉、教育、保健又は医療に関する業務に従事する者	特定非営利活動法人わこう子育てネットワーク 代表理事
<small>たかだ</small> 高田 <small>さちよ</small> 幸代		一般社団法人朝霞地区医師会 地域ケア支援室
<small>ふるさわ</small> 古澤 <small>ゆみ</small> 由美		和光市教育委員会事務局学校教育課 副主幹兼指導主事
<small>つじ</small> 辻 <small>あきお</small> 晶夫	公募による市民	
<small>さいとう</small> 齋藤 <small>しんいち</small> 眞一		

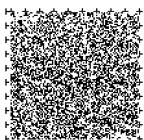
◎:委員長 ○:副委員長

任期:令和6(2024)年1月1日から令和8(2026)年3月31日まで



(3)第四次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会
開催状況

開催日	協議事項
<p>令和6 (2024) 年度</p> <p>【第1回】 令和6(2024)年 7月4日(木)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画概要について、今年度の推進委員会の流れについて ・令和5年度の計画進捗状況の報告 ・避難行動要支援者登録制度について ・第五次計画に向けてのニーズ調査に係る論点整理
<p>【第2回】 令和6(2024)年 10月22日(火)</p>	<p>ニーズ調査内容の決定</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民調査 (2) 避難行動要支援者調査 (3) 地域福祉関係者調査 (4) 地域福祉関係団体調査
<p>【第3回】 令和7(2025)年 3月27日(木)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査の結果報告 ・包括的支援体制、統合型包括支援センターの方向性の論点整理 ・次年度の推進委員会の流れ
<p>令和7 (2025) 年度</p> <p>【第1回】 令和7(2025)年 7月3日(木)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次計画評価の報告 ・ニーズ調査の分析結果の報告 ・第五次計画理念・目標案の検討
<p>【第2回】 令和7(2025)年 8月1日(金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次計画骨子案の報告・検討
<p>【第3回】 令和7(2025)年 8月29日(金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次計画素案の報告・検討 ・第五次計画表紙の検討
<p>【第4回】 令和7(2025)年 11月18日(火)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次計画素案の検討 ・パブリックコメントについて
<p>【第5回】 令和8(2026)年 2月24日(火)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告 ・第五次計画(案)について ・第五次計画表紙について



2. パブリックコメント実施結果

(1) 意見募集の概要

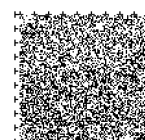
募集期間	令和7(2025)年12月19日(金)～令和8(2026)年1月19日(月)
資料の公表場所	市ホームページ、市役所 1F 行政資料コーナー、地域共生推進課、図書館(本館・下新倉分館)、各公民館(中央・坂下・南)、総合福祉会館
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、直接持参

(2) 市民説明会の開催概要

開催日及び会場	①令和7(2025)年12月21日(日) 下新倉児童館 集会室 ②令和7(2025)年12月21日(日) 総合福祉会館 会議室 1・2 ③令和8(2026)年1月8日(木) 市役所 602 会議室
参加者数	① 1人 ② 2人 ③ 2人 合計 5人

(3) 意見募集の結果

意見提出通数	5通 (提出方法:電子メール 2通、FAX 0通、郵送 0通、直接持参 3通)
意見総数	6件



3. 用語解説

あ行

【ICT(アイシーティー)】

Information & Communication Technology の略で、情報通信技術をいう。

【SNS(エヌエヌエス)】

Social Networking Service の略で、インターネット上の交流を通じて、社会のネットワークを構築するサービス。

【NPO(エヌピーオー)】

Non Profit Organization の略で、「民間非営利組織」と訳され、営利を目的とせず、社会貢献活動を自律的・継続的に行う民間の団体の総称。

か行

【虐待】

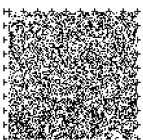
人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫等の心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金等を勝手に使ってしまう経済的虐待等がある。

【協働】

立場の異なる団体・組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために、役割を明確にし、連携・協力して働くこと。

【権利擁護】

認知機能の低下等により自身で判断する能力が不十分であったり、意志や権利を主張することが難しい人のために不利益がないよう権利の主張や自己決定を支援し、権利の代弁や弁護を行うこと。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)、苦情解決、運営適正化委員会等が規定されている。また、民法では成年後見制度が規定されている。



さ行

【災害ボランティアセンター】

外部からのボランティア、社協、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力のもと、災害発生時のボランティアの募集や被災者のニーズの把握、災害ボランティア活動の調整等を行う。

【自主防災組織】

地域住民によって構成される防災活動に取り組む組織。

【児童センター(館)】

18歳未満の子どもが誰でも利用し、遊んだり、学んだりできるよう、市内に設置されている施設。自由な遊びの空間の中で、健全な遊びを伝え、育て、創造するための指導、また、文化を伝え健全な心身を育てるために必要な事業を展開している。

【市民後見人】

家庭裁判所から選任された住民で、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人の生活を、地域福祉活動として身近な立場で支援する人。

【社会的孤立】

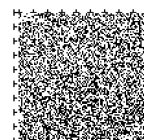
家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態にあること。

【生活支援コーディネーター】

地域にあるさまざまな資源(人・物・団体・既存サービス等)を把握し、市民や各種団体や事業所と連携しながら、ニーズに沿った生活支援サービス等の場を創出する人。地域全体の支え合いの力を醸成することを役割とした、地域福祉コーディネーターも兼務している。

【成年後見制度】

精神上の障害等があり判断能力が不十分なために、財産管理や契約等の手続が困難な人に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を選任する制度。家庭裁判所が審判を行う法定後見制度と、本人の判断能力があるうちに自ら代理人を選び、公正証書により自らの生活や財産管理等について契約を結んでおく任意後見制度がある。



た行

【地域福祉コーディネーター】

子育て世帯や高齢者世帯等に対する支援を行うとともに、地域全体の支え合いの力を醸成することを役割とする人。生活支援サービス等の場を創出する生活支援コーディネーターも兼務している。

【地域包括支援センター】

介護保険法に基づき、保健師・社会福祉士・主任介護専門員等の専門スタッフが地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備(包括的・継続的ケアマネジメント事業)、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業等を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する施設のこと。

【DV(ディーブイ)】

「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」の略称で、配偶者や恋人等の親密な関係にある人、またはあった人から振るわれる暴力のこと。身体的なものだけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。

な行

【日常生活自立支援事業】

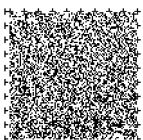
認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

【認知症サポーター】

脳の機能が低下することにより、記憶や思考等に影響を与え、生活に支障が出てくる認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

【ノーマライゼーション】

障害者や高齢者等が、年齢や障害の有無に関わらず、市民と同様に当たり前の生活・権利等が保障されるように環境整備を目指す理念。



は行

【パブリックコメント】

行政機関が施策等の企画立案がまとまった段階において、その趣旨、内容等を公表し、広く市民からの意見や提案を求め、それらを考慮して施策等の最終案に反映させる手続のこと。

【ひきこもり】

さまざまな要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊等）を回避し、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態にあり、何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じ、支援を必要とする状態であること。

【避難行動要支援者】

高齢者、障害者、その他の特に配慮を要する人のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人。

【福祉共育】

学校や地域でのボランティア体験、交流等の活動を通じて、地域にどのような福祉の課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養うことを目的とした事業。和光市では、共に生きる力を育むことを重視し、「福祉共育」と表記している。

【福祉避難所】

高齢者や障害者等、配慮を要する人の避難所のこと。

【保護観察所】

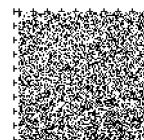
罪を犯した人等に対し、社会の中で更生するよう指導（指導監督）と支援（補導援護）を行う機関。地方裁判所の管轄区域ごとに設置されている。

【保護司】

罪を犯した人等の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、罪を犯した人等が刑事施設や少年院から社会復帰を果たした時、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先等の帰住環境の調整や相談を行っている。

【ボランティアセンター】

ボランティア活動をしたい人と、ボランティア活動をして欲しい人を結びつけ、活動を支援する拠点。情報提供、相談受付、活動の紹介・調整、講座開催等を通じて、誰もが気軽にボランティアに参加でき、地域貢献できる仕組みを支える役割を担っている。



ま行

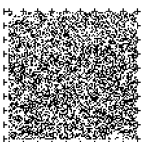
【民生委員児童委員】

「民生委員法」に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談や支援を行う「児童委員」も兼ねている。

や行

【ユニバーサルデザイン】

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。



第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画

発行 令和8(2026)年3月

編集 和光市 福祉部 地域共生推進課／社会福祉法人 和光市社会福祉協議会

和光市 福祉部 地域共生推進課

住所：〒351-0192 埼玉県和光市広沢1-5

電話：048-464-1111(代表)

FAX:048-467-1488

e-mail:d0500@city.wako.lg.jp

URL:https://www.city.wako.lg.jp/

社会福祉法人 和光市社会福祉協議会

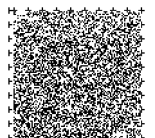
住所：〒351-0104 埼玉県和光市南1-23-1
総合福祉会館内

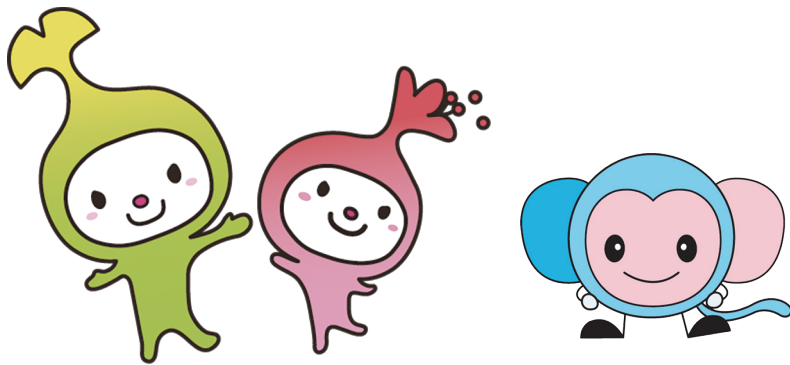
電話：048-452-7111

FAX:048-465-8308

e-mail:info@wako-shakyo.or.jp

URL:http://www.wako-shakyo.or.jp/





和光市イメージキャラクター
「わこうっち」

和光市キャラクター
「さつきちゃん」

和光市社会福祉協議会
マスコットキャラクター わしゃもん

